第二号様式（能力基準適合証明書）（第二条関係）

能力基準適合証明書

Certificate of Compliance
for Cyber Security Management System
and Software Update Management System

証明番号 Certificate Number	
申請に係る業務管理システムの名称 Name of Management Systems	
特定改造等の種類 Means of Software Update	
申請者の氏名又は名称及び住所 Name and Address of Manufacturer	
証明書の有効期間 Date of expiry	

自動車の特定改造等の許可に関する省令第２条第１項の規定により、申請のあった業務管理システムについて、同項の証明を受けたことを証する。

The Minister of Land, Infrastructure, Transport and Tourism certifies that the Management systems of the manufacturer comply with the provisions of paragraph 7.2 of Regulation No. 155 and the provisions of paragraph 7.1 of Regulation No. 156.

交付年月日　　年　　月　　日
Date of issue

国土交通大臣　印
The Minister of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

（日本産業規格Ａ列４番）

第二号様式（能力基準適合証明書）（第二条関係）

能力基準適合証明書

証明番号	
申請に係る業務管理システムの名称	
特定改造等の種類	
申請者の氏名又は名称及び住所	
証明書の有効期間	

自動車の特定改造等の許可に関する省令第２条第１項の規定により、申請のあった業務管理システムについて、同項の証明を受けたことを証する。

交付年月日　　年　　月　　日

国土交通大臣　印

（日本産業規格Ａ列４番）

附　則

（施行期日）

１　この省令は、令和五年七月一日から施行する。

（経過措置）

２　この省令の施行の際現に交付されている第二条の規定による改正前の自動車の特定改造等の許可に関する省令第二号様式による能力基準適合証明書（次項において「旧能力基準適合証明書」という。）は、第二条の規定による改正後の自動車の特定改造等の許可に関する省令第二号様式による能力基準適合証明書（次項において「新能力基準適合証明書」という。）とみなす。

３　旧能力基準適合証明書を有する者は、当該旧能力基準適合証明書と引換えに、新能力基準適合証明書の交付を受けることができる。